

## 平成30年6月玉川村議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成30年6月8日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（12名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
3番	車 田 幹 夫 君	4番	渡 邊 一 雄 君
5番	塩 澤 重 男 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	飯 島 三 郎 君	8番	田 子 武 幸 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	大和田 宏 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	塩 田 敦	主 事	大 竹 絵美子
-------	-------	-----	---------

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	川 俣 基 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君	
住 民 課 長	須 釜 信 一 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	溝 井 浩 一 君	
健康福祉課長	矢 部 玄 幸 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	塩 澤 理 博 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君			

---

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達していますので、平成30年6月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 車 田 幹 夫 君

4番 渡 邊 一 雄 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの5日間に決定しました。

---

#### ◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年玉川村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとご多忙の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに対し厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、須藤議長におかれましては、ただいま伝達表彰がございましたが、去る6月4日開催されました福島県町村議会議長会定期総会におきまして、議長として10年在職され、長きにわたる自治振興のご功績が認められ、はえある特別功労表彰を受賞されましたこと、村民とともに心からお祝いとお喜びを申し上げます。これからも、培ってきた経験と知識を村政運営並びに村政進展のために引き続きご尽力賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

さて、ここで、最近の主な行政諸般の動向についてその概要を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

国では、第196回通常国会が6月20日までの150日間の会期予定で開催されております。

安倍内閣総理大臣は、施政方針演説で東日本大震災からの復興について述べておりますが、吉野復興大臣も復興大臣就任以来、被災地を視察し、被災者の方々と意見交換するとともに、福島復興再生特別措置法の改正、復興庁の後継組織に向けた調査への着手など、精力的に取

り組まれている姿を大変心強く感じるとともに、本県の復興がより加速されることを願ってやみません。

今国会は働き方改革国会と位置づけられ、関連法案を含む64法案の成立を目指しておりますが、森友問題や加計学園問題など野党の追及が続き、法案審査におくれが生じております。

中でも、働き方改革を推進するための諸法律や時間外労働の上限を規制する労働基準法の一部を改正する法律や、所得税の基礎控除の拡大や控除制度の見直しを図る所得税法や地方税法等の一部を改正する法律、そして、市町村の枠を超えて保育施設への入所を促す子ども・子育て支援法の一部を改正する法律など、自治体へ直接影響がある法律案について、一部は成立しておりますが、審議が全体的におくれていることから、今後の審議結果を注視してまいりたいと考えております。

さて、5月の日本経済の基調判断では、景気は緩やかに回復基調とし、雇用情勢も着実に改善し、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復が続くことが期待されるとしております。このような景気の中、雇用環境がなお一層改善され、一人一人の所得が向上し、ワーク・ライフ・バランスが確保され、職場と地域の活性化が図られることを期待しております。

県内では、今なお3万3,000名を超える方々が県外への避難を余儀なくされておりますが、特定復興再生拠点区域に双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町、そして、今年度に飯舘村、葛尾村の6町村が認定され、インフラ復旧、除染、家屋解体などを一体的に進める再生計画により復興拠点整備の加速化を図ることとしています。

また、県全体でも、東日本大震災に係る面的除染は終了し、災害復旧工事は全体の93%が完了したとされております。

そのほか、去る5月17日には史上初めて、福島酒が全国新酒鑑評会で金賞受賞数6年連続日本一という快挙をなし遂げました。震災や原発事故による風評を払拭したいという強い思いと情熱は、我々福島県民に大きな勇気と希望を与えてくれる明るいニュースでありました。

そして、明後日には第69回全国植樹祭が、天皇・皇后両陛下ご臨席のもと、南相馬市などで開催されます。

こうした県内外に広く伝わる活動や出来事を通じ、本県の復興、創生に向けた取り組みが全国に発信されることを期待するとともに、今後も本県の復興が着実に前進するよう強く願うものであります。

さて、村におきましては、農産物の6次化推進、農家所得の向上に向けた取り組みとして、地方創生拠点整備交付金を活用した玉川村農産物加工施設が4月24日にオープンいたしました。

また、昨年度に引き続き、地方創生加速化交付金を活用し、福島大学、玉川大学との連携による産学官連携地域資源活用事業や、旧四辻分校の利活用に向けた基本計画の策定や運営団体の育成事業など、大学や企業と連携した地域の観光資源開発を進めてまいります。

また、昨年度設立いたしました玉川村観光物産協会も本格稼働し、地域のイベントに参加し特産品のPRや販売を行うほか、村の観光資源の情報発信ツールとなるホームページの作成などを行っております。

今までにない新たな取り組みではありますが、外部の方々の情報や意見も取り入れながら、地域の皆さんの原動力を生かし、村の魅力を広く発信し、地域振興に取り組んでいきたいと考えております。

次に、子育て関係では、保健センター内に子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターを開設いたしました。

なお、ふれあいセンター内には、既に高齢者の相談窓口、地域包括支援センターが設置されておりますので、子供からお年寄りまで村民の皆さんが安心して暮らせるような体制づくりをしっかりと進めていきたいと考えております。

また、健康増進と商工振興の連携による新しい事業、元気なたまかわウォーキングポイント事業については、現在、各地区とモデルコースの検討を行っており、7月からの実施に向け準備を進めております。議員の皆さんにもぜひご参加を賜り、ポイントをためて村内商店街でご利用いただければと考えております。

次に、人口減少問題につきましては、どの市町村でも少子高齢化が大きな課題となっております。本村でも少子化が進む中、知・徳・体のバランスのとれた子供を育てるためには、教育環境の充実が極めて重要な課題となります。

今年度開催する村民懇談会では、中学校の統合問題について、地域の皆さんに説明をし、ご理解をいただけるよう進めてまいります。

村といたしましては、今後とも、定住や子育て支援、さらには学校教育や医療・福祉の充実まで、ライフステージに応じたきめ細やかな施策を展開し、玉川村に住みたいと思ってもらえるような魅力ある村づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、平成29年度決算見込みについてであります。一般会計における決算総額は、繰越

事業もあり、歳入総額で43億7,539万6,286円、歳出総額が42億1,767万1,677円となり、繰越財源を差し引いた実質単年度収支では約1億3,000万円の黒字決算となる見込みであります。

今後、決算監査を経まして9月定例会において決算認定を賜るものであります。一般会計、特別会計とも予算の適正執行に努めたものと考えているところであります。

以上、村政の一端について申し上げましたが、今後も「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」を目指し、なお一層の村政の発展を推進し、継続的・自立的発展の基礎となる財政基盤を確実なものとしながら各種施策に積極的に取り組む所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成30年6月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、報告第1号 繰越明許費についてであります。森林再生事業、社会資本整備総合交付金事業、現年補助災害復旧事業について、平成29年度玉川村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 平成29年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書についてであります。上水道変更認可申請書作成業務委託及び道路改良舗装工事関連配水管布設替工事について、平成29年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成29年度玉川村一般会計補正予算（第8号）の専決処分であります。

今回の補正は、地方交付税や国県支出金等が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、地方交付税で5,655万5,000円、地方消費税交付金で1,444万8,000円をそれぞれ増額し、繰入金で7,830万円、村債で930万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金で9,357万6,000円を増額し、民生費で6,148万8,000円、総務費で1,798万9,000円、教育費で1,732万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ3,023万6,000円を減額し、予算総額を42億2,278万7,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成29年度玉川

村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分であります。

今回の補正は、国庫・県支出金が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金で2,751万7,000円、県支出金で1,275万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金で335万7,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、予備費で8,281万5,000円を増額し、保険給付費で4,351万4,000円を減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ3,724万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億8,090万4,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成29年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分であります。

今回の補正は、国庫補助金が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、繰入金で2,020万3,000円、国庫支出金で210万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、基金積立金で1,330万9,000円、保険給付費で800万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ2,244万6,000円を減額し、予算総額を5億6,148万4,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成29年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分であります。

今回の補正は、保険料の収納実績及び還付金が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、償還金及び還付加算金で5万2,000円を増額し、歳出の主なものは、予備費で6万7,000円を増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,377万3,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第38号 玉川村税条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正するなどの法律の施行に伴い、村税条例においても所要の



改正を行うものであります。

次に、議案第39号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、平成30年度の保険税を課税するに当たり、医療分の基礎課税額及び後期高齢者支援金の課税額並びに介護分の介護納付金課税額の案分率を改正するものであります。また、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う課税算定区分の変更等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号 玉川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 平成30年度玉川村一般会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、コミュニティ助成事業等に係る諸収入等が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、県支出金で36万5,000円を増額し、諸収入で740万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、総務費で686万1,000円、民生費で103万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ703万5,000円を減額し、予算総額を38億2,896万5,000円とするものであります。

次に、議案第42号 平成30年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成30年度事業費納付金の決定並びに保険税の算定結果に基づき所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税で4,728万7,000円、県支出金で717万7,000円をそれぞれ減額し、繰越金で、前年度決算見込みで生ずる剰余金で1億2,637万7,000円を増額するものです。

歳出の主なものは、基金積立金で2,999万9,000円、償還金で2,130万6,000円、保険給付費で2,100万円をそれぞれ増額するものです。

その結果、歳入歳出それぞれ7,174万6,000円を追加し、予算総額を8億1,680万7,000円とするものであります。

次に、議案第43号 平成30年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、国庫補助金等の追加決定にかかわる所要額を補正するものであり

ます。

歳入の主なものは、国庫支出金で42万1,000円、県支出金で21万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、任意事業費の扶助費で108万円を増額するものです。

その結果、歳入歳出それぞれ108万円を追加し、予算総額を5億6,549万円とするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

---

#### ◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

5月31日までに受理した請願はお手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時22分)